

Title	明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件 (十)
Sub Title	The lése-majesté cases after the enforcement of criminal act of 1882 (10)
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.6 (1972. 6) ,p.64- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720615-0064">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720615-0064</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(十)

手塚 豊

一 はしがき

二 各不敬罪事件

○森田馬太郎事件 ○坂崎斌事件 ○大庭成章事件……以上第四四卷七号

○下山田正道事件 ○横田永次事件 ○前島仙平事件……以上第四四卷八号

○後藤秀一事件 ○河上伯義事件 ○伊藤金次郎事件 ○大槻貞一事件……以上第四四卷九号

○門田平三事件……以上第四四卷十号

○山田島吉事件……以上第四四卷十一号

○田中才次郎事件 ○門野又蔵事件……以上第四四卷十二号

○鶴見由次郎、後藤勉事件 ○稻倉儀三郎事件……以上第四五卷一号

○有田真平、志賀広吉、寺田俊吾事件 ○小松渉事件……以上前々号

○岡野知荘事件 ○熊谷成三事件 ○古林繁越事件……以上前号

○八木原繁社事件……以上本号

○八木原繁社事件

類城自由党の中心人物であつた八木原繁社が、明治十四年十月十

八日付で同志の小林福宗へ送つた手紙の一節に「明治十四年十月十二日ハ堂々タル我大日本帝国亡滅ノ日ナリ」とあつたことが、国会開設の詔勅(明治十四年十月十二日)を侮辱し、「不敬ノ所為」に該当するものとされた事件である。

この手紙は、十六年三月にその検挙が開始された高田事件の際、たまたま家宅捜索によつて発見されたもので、八木原は、高田事件関係の内乱陰謀については免訴になつたが、この手紙による不敬罪と、別に銃砲並に弾薬の不法所持とで処断されたのである。いわば、この事件は高田事件の余波であつた。

八木原繁社は、嘉永元年三月二十六日、高田藩士九右エ門の長男に生れた。幼名は源太郎、八石八斗二人扶持の下級士族であつた。

明治維新後の高田では、旧藩時代の長州再征と戊辰戦争参加によつて比較的多数の戦死者を出したことや、廃藩後の生活困難による不平などが原因で、薩長政府に対する反感が、旧下級武士の間にひろがり、その一派は「志士正党」と自称し、その中心人物が八木原繁社と柴田克己であつた。<sup>(3)</sup>前原一誠の乱に際し、八木原は相呼応し

てたちあがる具体策を練つたとも伝えられるが、その後、西南の役への従軍をめぐり、政府の募兵に積極的に参加せんとする柴田と、消極的な態度を採る八木原とが対立、志士正党は分裂した。(4)志士正党孤立派といわれる八木原らは、原之町の小山宋四郎、鈴木昌司らの地主層と提携、明治十年十一月、明十社を組織し、八木原は幹事に就任した。新潟県における最初の政治結社であり、自由民権運動の先駆である。(5)

しかし、この明十社は間もなく社内内紛を生じ、翌十一年春に解散、八木原はその再興を計つたが失敗し、同年九月、大阪で開かれた全国的な愛国社再興大会には、彼は個人の資格で参加(6)翌十月、彼は坪井良作、山際七司らと共に新潟において自立社を組織した(7)。自立社は機関誌として喚醒雜誌を発行、また演説討論会に相当活潑な活動を行つたようであるが、解社の時期は明らかでない。(8)

十二年十二月、八木原は、鈴木昌司ら旧明十社の人々を中心に高田に会合を開き、新政社の組織を進め、翌十三年四月、鳴鶴社を設立した。(9)上越地方の国会開設運動は、それ以後、この政社を中心に展開され、同年十一月、東京で開かれた国会期成同盟第二会には、八木原は「頸城郡有志五十名総代」として出席している。(10)

翌十四年夏から秋にかけて、越佐共致会(山際七司を中心に同年四月結成)と鳴鶴社の有志が東京から馬場辰猪、佐伯剛平らを招き、それに両社々員が加わり、県内各地を遊説、大成功を収めたことがあるが、八木原は九月二十六日の高田の演説会に「秘密政治の弊害」の演題で出演している。(11)

明治十五年利法施行直後の不敬罪事件

同年十月十二日、国会開設の詔が渙発されたが、それ以前から準備の進められていた自由党は、同月二十九日、板垣退助を総理に選んで発足した。それにつづき全国各地で自由党が結成されたが、新潟県下では、まず同年十一月十一日、鳴鶴社が発展的に解消し、頸城自由党が結成された。八木原は、鈴木昌司らと共に、その首唱者であり、幹事に選ばれたのである。(12)翌十五年四月、同党は、東京の自由党に加盟するか、あるいは県下で独自の活動をつづけるかで、党内に対立を生じ、加盟反対派は脱党し、後ちに上越改進黨を組織するに至つた。(13)他方、県下各地の自由党系政社員を統括する新組織

結成の動きがあり、同年四月、北辰自由党が創設され、八木原は「理事委員」に選任されている。(14)しかし、これによつて、県内各自自由党系政社が解消したわけではなく、黨員はそれぞれ両政党に個人として参加していたのである。(15)北辰自由党は、集會、言論、出版の三大自由の建白運動を強力に押しすすめたが、そのための同志募集の「遊説委員」の一人に、八木原は選ばれている。(16)

頸城自由党は、前に述べた脱党騒ぎの後、専ら党勢拡張に努め、県下自由党系政社の中で、もつとも「尖鋭で強固な」運動を展開、例えば十五年十月二十七日、高田郊外金谷山において、數万の觀衆の前で示威運動会を催し、その際、八木原、鈴木昌司を中心として県下最初のデモ行進も行つている。(17)

さらに、頸城自由党では、八木原を中心に北陸の同志との連繋が計画され、十六年三月十日から三日間、富山県高岡の瑞竜寺で、若狭、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡の有志四百名余が集まり

北州七州有志懇親会が開かれた。<sup>(18)</sup>この会合がきつかけとなつて高田事件が勃発したのである。

以上述べたごとく、八木原は新潟地方初期自由民権運動において、常に主動的立場にいた一人であつたといふことができる。

高田事件は、政府の意向に迎合した官憲が、頸城自由党を一挙に壊滅するため仕組んだものとみるのが、現在の通説である。<sup>(19)</sup>

十六年三月十九日、官憲のスパイであつたといわれる頸城自由党員長谷川三郎の高田警察署への出頭により、同日夜から二十日早朝にかけて、頸城自由党員の検挙が開始され、五月二日までに合計三十七名が捕縛された。<sup>(20)</sup>内乱陰謀の容疑である。八木原は高田の自宅で逮捕された。同月二十五日・新潟新聞は「八木原氏は令状を得、謹んで受取られ、各々方には御苦勞なりと会釈して直ちに同道せられし」と報じている。長谷川に対する検事訊問調書によると、陰謀の筆頭に、八木原の名がみえている。頸城自由党の中において、彼がいかに重視されていたかが、これにより推察できる。

高田事件の予審がいつから開始されたかはわからないが、その結果は、後にも述べるごとく大部分が予審免訴になり、赤井ら三名が内乱罪として高等法院へ移され、八木原は不敬罪と銃砲不法所持、横山環も銃砲不法所持で共に新潟輕罪裁判所高田支庁の公判に付せられることになつた。この予審の途中、五月十九日、八木原は保釈を許され出獄した。<sup>(23)</sup>しかし、同月二十一日、二十二日、二十三日と、在宅のまま取調はつづけられたようである。<sup>(24)</sup>

当時、予審中の事件の新聞報道は禁止されていたが、八木原への

容疑に不敬罪がからんでいることは、世間にもいち早く洩れたようであり、六月八日・新潟新聞は、次のように伝えている。

頸城自由党員召喚。去る四日、同党員加藤貞盟、森山信一の二氏は、八木原繁社氏の証人として高田裁判所へ召喚の上、皇室に對し不敬並に国事犯の二件に付、尋問ありしと。

また、八月九日・同新聞の社説「高田ノ獄ハ如何ニ成リ行キシヤ」の中では「皇室ニ對シタル罪ニ嫌疑アリシハ二名ニシテ云々」と述べている。

八月十八日、一切の予審は終了した。その結果は、前にも一言したが、八木原をふくむ十名が、国事犯(内乱)について予審免訴になつた。<sup>(27)</sup>八木原に対する予審終結言渡書は、次の通りである。<sup>(28)</sup>

### 予審終結書

新潟県越後國中頸城郡高田裏川原町

士族 無職業

八木原 繁社

卅五年六月ヶ月

其方ニ對シ内乱ノ陰謀及ヒ不敬及ヒ銃砲取締規則ニ違反ノ行為アリシ段新潟輕罪裁判所高田支庁檢察官ノ起訴有之遂審理檢察官ノ意見ヲ聞キ終結スル如左

第一条 内乱陰謀事件ハ犯罪ノ証憑充分ナラサルニ付治罪法第二

百二十四条ニ依リ免訴スルモノトス

第二条 銃砲取締規則ニ違反スル事件即チ明治五年第二十八号統

砲取締規則第五則<sup>(2)</sup>ニ違背シビストル銃三挺及其玉薬等私ニ貯蓄

シ居事実ハ被告随意ノ白状参考人今村致和笠松太証人横山環ノ

陳述及ヒビストル銃等ニ依リ明白ナリ右所為ハ明治五年第二百

八十二号布達<sup>(30)</sup>ニ照シビストル銃及ヒ其玉薬取上仍ホ五十銭ノ科

料ニ処スヘキモノトス

第三条 不敬事件即チ大詔ニ対シ侮辱ヲ加ヘタル証憑ハ被告随意

ノ白状及ヒ不敬ノ起訴ヲ受ケタル小林福宗ノ陳述明治十四年十

月十八日附小林福宗ニ贈リタル書簡ニ明治十四年十月十二日ハ

堂々タル我カ大日本帝国亡滅ノ日ナリ他ニアラス勅諭ノ一文ナ

リトアルヲ以テ明瞭ナリ右所為ハ旧法ニ於テ国事犯トナシ懲役

十年<sup>(31)</sup>ニ亦新法ニ於テハ刑法第百七十七条天皇ニ対シ不敬ノ所為ア

ル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十元以上二百元以下

ノ罰金ヲ附加ストアリ亦第百二十条<sup>(32)</sup>此条ニ記シタル罪ヲ犯シ輕

罪ノ刑ニ処スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ストアルニ該

ルヲ以テ刑法第三条及ヒ明治十四年第八十八号公布新旧法比照

例ニ照シ新法ノ輕キニ從ヒ單ニ重禁錮ニ処スヘキモノトス

第四条 第二条第三条ノ通ニ付被告八木原繁社ハ新潟輕罪裁判所

高田支庁ノ公判ニ移スモノナリ

但此言渡ニ対シ故障ヲ為サントスルトキハ言渡書ノ送達アリシ日

ヨリ一日内ニ此旨ヲ申立ツヘシ

書記 塩田 祐繼

同 杉村 近知

尾崎判事は新潟始審裁判所高田支庁長である。彼みずから予審を

担当したところに、この事件を重視した裁判所の姿勢が伺われる。

かくして、八木原は内乱陰謀の件は免訴になつたが、銃砲不法所

持罪と、小林宛手紙の文言による不敬罪で、有罪の認定をうけたの

である。高田事件の予審終結に先立ち、尾崎判事は上京して本省の

指示をうけているから、当然、八木原の不敬罪についても、十分に

本省と打合せ、その指令をえていたものと思われる。<sup>(33)</sup>

予審は終結しても、八木原の不敬罪の内容については、直ぐには

世間に伝わらなかつたとみえて、八月二十三日、新潟新聞の社説「高

田事件予審終結」では、「八木原氏ハ直ニ公判ニ廻ハサレタル趣ナレ

バ、必ず有罪ト認メラレタルナラン。而シテ其犯罪ト認メラレタル

点ハ内乱陰謀ニ非スシテ、他ノ条項ナリト思ハル……余輩ハ其顛末

ヲ聞カント欲スルナリ」と述べている。不敬罪の内容が新聞に報道

されたのは、その後も三日を経た八月二十五日、新潟新聞の次の記

事が最初である。

道路の風説に依れば、頸城自由黨員八木原繁社氏が皇室に対し

て不敬罪は、明治十四年国会開設の大詔下りし際、一友人に贈り

たる書状中、聖詔を侮辱せる語句あるものあり。過般、家宅捜索

の際、檢察官の発見する所と為りたり。氏が今回不敬の罪科あり

と云ふ、或は此等の為めに非ざる歎云々と、信偽は未だ知らず。

新潟輕罪裁判所高田支庁

予審判事 尾崎 房典

同判事補 諸隈 通昌

明治十六年八月十八日

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

所會議局に対し、故障の申立を行つた(治罪法第二三四条以下)。しかし、翌月六日、同會議局は、この申立を却下した(後掲大審院判決書参照)。故障申立理由書、會議局判決書、いずれもみることができないので、故障の理由並に判決の内容は正確にはわからないが、要するに八木原の主張は、後ちの大審院への上告理由と同じ趣旨であり、これに対し會議局判決は、問題の八木原の手紙は、明治十四年の詔勅に対する不敬行為とみとめ、それは明治十五年前においては懲役十年に該当する国事犯であるから、その刑と刑法第一一七条の刑を比照し、その軽きに從つて罰せんとする予審の決定をそのまま支持したものであつたとみていい。しかし、會議局を構成した判事の氏名および担当檢察官の氏名は明らかでない。

八木原は、この會議局判決に承服せず、さらに大審院へ上告した(治罪法第二五七条)。九月十六日・新潟新聞は、

八木原繁社氏……曩に銃砲取締規則違反事件及び不敬犯により高田裁判所支庁の予審終結に於て、公判に移すとの言渡に対し故障を申立てられしが、去る九日、更に大審院へ上告を申立られたりと。

と報じている。

同年十二月二十八日、大審院は、その上告を棄却した。八木原の上告理由書はわからないが、後掲大審院判決書から、上告理由を推測すると、次の通りである。

一 手紙の文言は「愛國ノ表情ヨリ世態ヲ空想」したものにすぎない。

二 右の事實は、明治十五年刑法施行前においては、それを罰する法規はない。會議局判決が、当時においては、慣例上、国事犯として懲役十年に該当する行為であるとしているが、そうした慣例はない。

三 仮に明治十五年刑法においては、そうした行為を罰すべき条文ありとするも、施行前の出来事であるから、当然適用されない。

四 要するに、會議局が「曾テアラサル罪名刑期」ヲ「自造」シ「新法ト比照シタ」のは、「立法権ヲ侵犯シタル越權ノ処分」である。

これに対して大審院は、手紙の文言は「不敬ノ所為タル何ソ多言ヲ要セン」とし、また明治十五年以前の不敬罪は「臨時上裁ヲ仰キ処断スヘキ特設ノ制」すなわち「慣例」であることをみとめ——ただ懲役十年に処するという点については「或ハ妥当ヲ欠ク者ノ如シ」と述べている——會議局判決を支持し、上告を棄却したのである(後掲大審院判決書参照)。元來、輕罪裁判所へ移すという予審決定に対する上訴は「予審判事ノ管轄違越權又ハ其事件ヲ移ス可キ裁判所ノ管轄違ニ非サレハ故障ヲ為スコトヲ得ス」(治罪法第二四六条とされているから、八木原の理由を以てしては、會議局への上訴も、大審院への上告も、共にはじめから勝訴の見込みは全くなかつたといえよう。

かくして、八木原に対する予審言渡は確定した。新潟輕罪裁判所高田支庁第一審の對審公判は、翌年一月二十四日に開かれた。同月

二十九日・朝野新聞は、その模様を次のごとく報じている。

世に高田事件と称し、昨年春夏の交より世人の耳目を驚したる彼の國事犯嫌疑事件に就き、同所に於て捕縛されたる一人なる八木原繁社氏に係る不敬罪と銃砲規則違反二件の公判は、去廿四日、高田支庁に於て開かれしが、裁判長は判事補加藤勝時氏、檢察官は検事足立隆則氏、書記は杉村近知氏、弁護人は宮沢喜文治氏にて、午前十一時半頃に開廷となり、傍聴人は無慮五十余名あり、審問の末、追て宣告するると同日は閉廷せられたる由。

この報道が正確ならば、對審公判は一日で終つたことになる。判決の言渡は非常におく、その後ち約二カ月を経た四月一日に行われた。前に述べたごとく、司法省の指示はすでに予審決定の段階において得ていた筈である。しかし、その指令にもとづいたと思われる予審決定によると、旧法時代の量刑を懲役十年としていたが（前掲予審終結言渡書参照）、前述の大審院判決では、その点を「要当ヲ欠ク」とされたので、この量刑について改めて本省の指令をうけたため（懲役三年と改められた）、言渡が遅延したのである。

判決の結果は、八木原の手紙の文言は、不敬の所為とみとめ、旧法時代の量刑懲役三年と、刑法第一一七条の刑を比照し、軽い方の後者により重禁錮二年を言渡した（明治十五年刑法第三条二項。この場合、監視の刑は、明治十四年太政官布告第八一号により附加されない。また、銃砲不法所持の件は、予審決定では明治五年太政官布達第二八号および第二八二号違反としていたが、判決では刑法第一五七条第一六〇条違反とした。しかし、それと刑法第一一七条との

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

数罪俱発となり、その重き一罪の不敬罪のみを適用したのである（明治十五年刑法第一〇〇条一項）。

八木原は、この判決に承服せず、直に上告した。上告理由書は残っていないが、おそらくその趣旨は、予審の場合の上告と同じであるろう。しかし、彼の身柄は、高田より新潟へ伝通護送され、新潟監獄本署へ収容された。彼は上告中の保釈を願っていたが、なぜか許可されなかつた。同月十八日、彼は上告を取り上げ、第一審判決に服罪した。上告取り上げの確かな理由はわからないが、保釈が許されないとする、上告中、拘禁がつづくことになり、もしも上告棄却の場合、この拘禁期間だけ余計に監獄生活を送ることになるため、早々に取り上げたのかも知れない。

当時、新潟監獄本署の長は、かつて高田警察署長として高田事件の検挙を指揮した赤木義彦（副典獄）であつた。高田新聞の社長として筆禍事件のため入獄した市島謙吉は、明治十七年六月末、高田分監から新潟の本署へ移送され、そこで八木原に際会したが、このとき、八木原は「あなた方は当分御難儀であらう。此副典獄は陰險な男で、看守を使喚して初めは飽くまで苛酷の取扱をなし、後に自ら現はれて之を救ふと云ふ狂言を演じ、恩を売るものである。吾々も其の手に掛つて幾んど殺されんとした。あなた方も亦同様であらう」と語つたという。そして、その言葉のごとく、市島は移監当初の三日間、砂運びのはげしい重労働を科せられ、後に獄内の教誨の係へ廻されたという。八木原の場合も、同じような所遇をうけたものと思われる。

八木原は、その刑期からみて、十九年三月頃、出獄した筈である。

二十年四月、大阪事件の被告として脱獄、逃走中の玉水常治が、高田に八木原を訪ねたが、彼は玉水を、同志の井上平三郎（八木原の弟、今村致和らの家その他に、数カ月間にわたつてかくまい庇護した。<sup>52</sup>）さらに翌年一月にも、しばらく玉水をかくまつている。<sup>53</sup>）玉水は、八木原について初対面の印象を「如何にも英雄の風采を具へた紳士である」と述べている。<sup>54</sup>）

これより先き、三大事件建白運動（地租軽減、言論集会自由、外交策轉回）いよいよたけなわなる頃、「八木原は新潟県有志としてはなばなく活躍した。二十年十一月十五日、後藤象二郎を中心とする全国有志大懇親会が東京で開かれた際には、八木原は鈴木昌司、西潟為蔵らと共に、新潟県有志として参加した。<sup>55</sup>）またその頃、彼は秘密出版の容疑で一時逮捕されたこともある。<sup>56</sup>）

この年十二月二十六日、保安条例の施行により、八木原も東京から退去を命ぜられた。<sup>57</sup>）

二十一年三月、新潟県では改進黨系の上越政友同盟会が設立されたのに対抗し、翌月、高田では旧自由党系の有志による求友会が結成されたが、八木原はその発起人の一人であり、後にはその会長に推されている。<sup>58</sup>）同年七月、後藤象二郎一行は新潟県を訪れたが、その一行に八木原は加わり、東北各地を巡遊した。<sup>59</sup>）

二十二年二月、明治憲法発布の大赦で、八木原も保安条例による退去（一年半）を解除された。<sup>60</sup>）翌月、後藤象二郎が黒田内閣へ入閣し

たため、彼を中心として進められてきた大同団結運動は崩壊し、その派は大同クラブと大同協和会に分れたが、八木原は前者に属した。大同クラブは、河野広中、植木枝盛など後藤と関係ふかい人々の集団である。<sup>61</sup>）八木原は、三大事件建白運動以降、常に後藤の側近にあつて行動を共にしていたようである。伊藤痴遊氏は、次のように語つている。<sup>62</sup>）

八木原繁社は、頸城自由党中、最も異彩ある人物であつた。学問も大して無かつたが、理義に明かな人で、却々の議論家であつた。鈴木（昌司）―手塚（註）、山際（七司）―手塚（註）のやうに、金廻りがよくなかつたので、際立つて評判の高い方ではなく、大概は蔭に居てよく動いた人である。中央へ出ては、いつも星亨の手に附いて居た。後には後藤象二郎の配下になつた。

かつて岐阜卓において板垣退助を襲撃した相原尚聚が特赦で出獄、河野広中を通じて板垣に謝罪を申入れた際、八木原は相原を同伴して板垣邸を訪れ、仲介の勞を採つた。同年五月十一日のことである。<sup>63</sup>）

二十三年五月以降、大同クラブ、大同協和会（同年二月、独自に自由党結成）、愛国公党系の各派合同の気運熟し、同月十四日、三派による庚寅クラブが設立されるや、八木原は大同クラブを代表する委員の一人に選ばれた。<sup>64</sup>）かくして同年九月十五日、立憲自由党が結成されたが、最後の段階で、山際七司、井上角五郎、八木原ら後藤直系の一部は、この合同に積然とせず、袂を分ちて脱退し、別に同年十二月、国民自由党を結成した。<sup>65</sup>）その間、八木原は帰郷して十一



月五日、新潟白山公園での時局演説会に出席している。<sup>(66)</sup>

二十四年一月、高田の求友会も、八木原らの国民自由党派と、小林福宗らの立憲自由党派に分裂した。<sup>(67)</sup>

その後の八木原の活動は詳らかでない。二十七年一月再興の頸城自由党、あるいは三十年三月九日創設の立憲政友会新潟県支部の幹部の中に、八木原の名はみえていない。<sup>(68)</sup>

明治三十四年四月十四日、八木原は東京赤坂松町で逝去した。<sup>(69)</sup>享年五十一歳である。

かつて明治十五年頃、新潟新聞の記者として活躍した津田興二が、明治四十二年に往時の新潟政界を回顧した談話の一節で、「鈴木昌司、山際七司、皆亡くなりましたネ、八木原繁社といふ人はどうなつたでしやう。……此人などが自由党の有力家云々」と語っている。このことから推測すると、八木原はその晩年は余りはなばなしい活躍はせず、それがため、その逝去も一般には広く知られなかつたのかも知れない。

- (1) 高田市役所の除籍謄本による。
- (2) 「高田市史」第一巻・昭和三十三年・六八〇頁。
- (3) 竹内久夫「高田事件の顛末」・頸城文化第一号・昭和三十一年・三八頁、四〇頁、明治三十一年七月、土陽新聞に連載された「土陽新聞小歴史」によると「明治七年に越後の人八木原」が「封書を天皇陛下に捧呈」したことがあるというが（鈴木・前掲自由民権運動史・一五九頁）、この「八木原」は八木原繁社であろう。しかし、その諸願の内容はわからない。
- (4) 竹内・前掲高田事件・頸城文化第一号・三九頁、西南戦争末期の

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

十年七月、八木原も募兵に応じて出京、警部に任ぜられたが、他の同藩出身応募者の反感をまねき、その人々の上申で、警部委任状を取りあげられたという（前掲高田市史・六三二頁）。明治十年十月「官員録」の警視局警部の項に、八木原の名はみえていない（二一枚表以下）。

- (5) 江村栄一「高田事件」頸城文化第九号・昭和三十一年・三〇頁——三一頁、竹内・前掲高田事件・頸城文化第一号・四二頁——四二頁、「新潟県百年史」上巻・昭和四十三年・二七八頁——二七九頁。
- (6) 竹内・前掲高田事件・頸城文化第一号・四四頁。
- (7) (8) 江村・前掲高田事件・頸城文化第九号・三七頁——三九頁、前掲新潟百年史・二八三頁——二八四頁。
- (9) 江村・前掲高田事件・頸城文化第九号・三二頁、竹内・前掲高田事件・頸城文化第一号・四四頁、前掲新潟百年史・三二〇頁——三二一頁。
- (10) 前掲自由党史・中巻・三二頁。
- (11) 前掲新潟百年史・三三八頁——三四〇頁。
- (12) 前掲書・三四六頁。「新井市史」下巻・昭和四十六年・八一頁。
- (13) 前掲新潟百年史・三四七頁、前掲新井市史・八二頁、後ちに明治十七年二月六日・朝野新聞は、このときの分裂の事情およびそれに対する八木原の立場を、次のように述べている。  
一昨年四月、高田寺町に於て、同党（頸城自由党）を指す——手塚註）大会議の節、偶々東京より改進黨員竹村良貞、古橋包正の両氏掃蕩中にて、此の会議に与り、頻りに頸城三郡自由党をして地方に独立せんことを痛論せられしが、一方には東京の自由党に連絡せんことを主要する者ありて、双方賛成者多く、一時、議論沸騰せしが、決を取るに及び、東京に気脈を通ずべしとの議に賛成する者一人多くして遂に之に決せり。然るに地方に独立せんことを賛成せし人々は、分離して上

越立憲党を組織せしが、程なく復た一変して上越立憲改進黨となれり。去れど同氏(八木原を指す——手塚註)は、是等の事は毫も意に介せず、益す頸城三郡立憲自由党に尽力せられぬ。同氏が曾て世の民権家に告ぐと題したる演説は、自由改進黨が大同を棄て小異を争ひ、帝政黨をして漁夫の利を得せしむるは、吾輩の取らざる所なり云々と述べしを見れば、其見る所甚だ高きに似たり。且つ同氏は、上越立憲改進黨の人々と常に親睦会を開き、共に政治改良の事に尽力せらる。

(14) 前掲新潟百年史・三四八頁——三四九頁。同年十一月の役員改選では、どうしたわけか、八木原は理事委員を退いている(小鍛冶守玄「北越民権史」第五〇回・大正八年五月十七日・新潟毎日新聞)。

(15) 前掲新潟百年史・三五〇頁。

(16) 前掲書・三五六頁。

(17) 前掲書・三五七頁。

(18) この会の開催日は、これまで三月十日とされていたが(前掲自由党史・中巻・二七三頁、竹内・前掲高田事件統・頸城文化第二二二号・昭和三十一年、四一頁、大槻弘「北陸七州有志懇親会の一考察——自由党北陸連合をめぐって——」大阪経大論集第二六号・昭和三十四年・一〇〇頁)、最近、江村栄一氏によつて三月十四日説も主張されている(江村「国事犯高田事件」・史潮第八四、八五合併号・昭和三十八年・六四頁、前掲新潟百年史・三五八頁は、それによる)。江村氏の説は、三島通庸文書「高田事件関係書類」中の中川恒之助警部「復命書」の「副書」によられたものである。しかし、大槻氏がその原文を引用しておられる同会の案内状(明治十六年二月付)には「来ル三月十日云々」とあり(大槻、前掲論文・一〇八頁)、また同年二月二十四日以降三月十日まで連日にわたつて新潟新聞に掲載された同会の広告にも「来三月十日越中国高岡瑞竜寺に於云々」と記されており、さらに同年三月二十一日・新潟

新聞は「本月十日越中高岡に於て云々」、同月二十七日・石川新聞にも「去十日越中高岡ニテ云々」(大槻、前掲論文・一一七頁より引用)と報道されていることからみて、私は北陸七州有志懇親会は「三月十日」に開かれたものと考えたい。

(19) 新潟始審裁判所高田支庁の検事補堀小太郎が、頸城自由党員長谷川三郎をスパイとして同党の内情をさぐらせ、その結果、高田事件をデッチあげたとする説は多いが(例えば、前掲自由党史・中巻・二七三頁——二七四頁、小鍛冶、前掲民権史第五八回・大正八年五月二十五日・新潟毎日新聞、竹内・前掲高田事件の顛末(統)・頸城文化第二二二号・四一頁、池政栄「自由党殉難士」・私家版・三一頁以下等)。近時、江村栄一氏は「警察署と裁判所によつて高田事件が作り上げられた」という説を主張されている(江村・前掲国事犯高田事件・史潮第八四、八五合併号・六〇頁)。前掲新潟百年史は、大体この説に従っている(三六六頁以下)。また、金原左門氏の見解も同様である(「草の根」民権主義)、自由と民権」・明治の群像5」・昭和四十三年・一五一頁)。この問題の解明に関連する重要史料の一つに、昭和四年六月十七日——二十七日・高田新聞に連載の「高田国事犯事件の真相」がある。これは、「当時事件の中心となつて何から何まで取扱つた唯一人の証人」の談話によるとして発表されたものであるが、これによると、事件は、堀検事補が機密費を費い込んだ後始末に窮して仕組んだもので、高田警察署長赤木義彦は、このデッチあげとは無関係であつたとされている。竹内氏は、この談話を「赤木義彦談」として引用し(なぜ赤木談と考えられたかについては説明がない)、高田事件発端の考察は、全面的にこの談話に依拠されている(竹内・前掲高田事件の顛末(統)・頸城文化第二二二号・四一頁、四五頁)。しかし、江村氏は「これを語つた『秘録』を握る湘南の古老」とは誰か、同記者が、くりかえし赤木署長を賞讃して詳しく彼にふれ、後に収賄罪に問われて社会的生命を終つた堀に一切の罪を負わせていると

ころから察して、『真相』を提供したのは赤木義彦と考えられる。この談話発表こそ、かつて権力末端機関の責任者だった赤木が陰謀抹殺のために打つたさいごの『大芝居』であつたとされている（江村・前掲国事犯高田事件・史潮第八四、八五合併号・六一頁）。この高田新聞の記事の談話者が、赤木であるという竹内氏並に江村氏の推測には、私は疑問をもつ。当時赤木はすでに死亡していたと思われるふし——私はまだ確認していないが——があるからである。この点をふくみ、高田事件全体についての私の考察は、別の機会にゆずりたい。

(20) 江村・前掲国事犯高田事件・史潮第八四、八五号、六六頁・六七頁。

(21) 江村・前掲論文、六五頁。

(22) 横山は、明治十六年十月十五日、新潟縣裁判所で明治十五年刑法第一六〇条第一五七条違反により罰金三円を宣告され、これに対して上告したが、翌十七年五月十四日、大審院はそれを棄却した（明治十七年五月二十八日・新潟新聞）。

(23) 明治十六年五月二十三日・新潟新聞、四月二十五日・朝野新聞。

(24) 明治十六年五月二十六日、二十九日・新潟新聞。

(25) 新聞紙条例（明治十六年四月十六日太政官布告第二二二号）第三三条重罪輕罪ノ予審ハ公判ニ付セサル以前ニ之ヲ記載スルコトヲ得ス……違フ者ハ罰前条ニ同シ

ここにいう「前条」は第三二条で、その法定刑は「二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ処シ三十円以上百円以下ノ罰金ヲ附加ス」である。なお、それ以前の新聞紙条例（明治八年六月二十八日太政官布告第一一一号）にも同様の罰則がある（本稿・門田平三事件の註36・参照）。

(26) ここには「二名」とあるが、不敬罪容疑で起訴されたのは、八木原以外に鈴木昌司、小林福宗も同様であり、合計三名であつた。鈴木にはじめ内乱容疑で逮捕され、五月二十三日に一旦「責付」となつたが、翌

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

日、さらに不敬罪容疑で逮捕された（前掲新潟百年史・三六三頁）。また、本文に引用した八木原の予審決定言渡書には「不敬ノ起訴ヲ受ケタル小林福宗云々」とある。しかし、この二名の不敬罪の件は、内乱罪と共にいずれも予審免訴になつた。このことは、明治十六年八月二十五日・新潟新聞所載の次の広告によつて判明する。

### 廣告

生等儀曩に国事犯嫌疑に罹り猶不敬の所為ありとの事にて教旬幽囚の末保釈相成り居る処去る十八日免訴せられたり

此段降知諸君に告げ併せて在監中の厚誼を謝す

八月

鈴木 昌司

小林 福宗

この二名に対する不敬罪容疑は、八木原の事件に相関連したものとと思われるが、現在、予審免訴言渡書をはじめ予審関係文書を全くみることができないので、どんな事実で起訴され、またどんな理由で予審免訴になつたのか、全く知ることができないのは、寔に残念である。

(27) 明治十六年八月二十一日、二十五日・時事新報。すでに本文で述べたごとく、逮捕者は三十七人であつたから、その大部分は、予審前すでに不起訴処分になつていたものと思われる。なお、鈴木、小林に関する不敬罪の予審免訴については、註26参照。

(28) 明治十七年一月二十九日・朝野新聞。

(29) (30) 銃砲取締規則（明治五年一月二十八日・太政官布達第一八号）

第五則 華族ヨリ平民ニ至ル迄免許銃類ヲ除クノ外軍用の銃砲並彈藥類ピストールニ至ル迄私ニ貯蓄不相成

明治五年九月二十三日・太政官布達第一八二号

銃砲取締規則ニ違ヒ銃砲彈藥類ヲ窃ニ所持シ且致取扱候者有之節ハ各地方ニ於テ其品取上ケ更ニ五十錢ノ過料可申付候事

明治十五年刑法には、第三章第五節に次のごとく「私ニ軍用ノ銃砲彈

薬ヲ製造シ及ヒ所有スル罪」を規定している。

第一五七条第一項 官命ヲ受ケス又ハ官許ヲ得ヌシテ陸海軍ノ用ニ供スル銃砲彈藥其他破裂質ノ物品ヲ製造シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス其之ヲ輸入シタル者亦同シ

第一六〇条 第一五七条ニ記載シタル物品ヲ私ニ所有シタル者ハ二十円以上二十円以下ノ罰金ニ処ス

したがつて、明治十六年当時の軍用銃の不法所持については、明治十四年十二月二十八日・太政官布告第七二号の第六条「法律規則中罰例アリト雖モ刑法ニ正条アルモノハ刑法ニ依テ処断ス」にもとづき刑法を適用すべきである(後掲第一審判決書参照)。故に、銃砲取締規則を適用した予審決定は、法律の適用を誤つたものといえる。

(31) 明治十五年前の国事犯(不敬罪)を「懲役十年」としている例は、門田平三事件の第一審判決にもみえている(本稿・門田平三事件、本誌第四四卷一〇号・九〇頁参照)。

(32) 明治十六年六月「官員録」・一八七枚表、なお、尾崎判事は同年九月十日、松山始審裁判所高松支庁長へ転出した(明治十六年九月十五日・新潟新聞)。

(33) 明治十六年八月十九日・新潟新聞。

(34) 不敬罪の場合、本省の指令をうける件については、本稿・鶴見由次郎、後藤勉事件・本誌第四五卷一〇号・九八頁——九九頁参照。

(35) 故障申立の規定は、本稿・門田平三事件の註47・本誌第四四卷一〇号・七七頁参照。

(36) 明治十六年八月二十五日・郵便報知新聞は、八木原の故障申立を報じている。

(37) 会議局判決に関する規定については、本稿・門田平三事件の註52・本誌第四四卷一〇号・七七頁参照。

(38) 明治十六年九月一日・新潟新聞は、この却下を報じている。

(39) 明治十六年六月「官員録」によると、新潟始審裁判所高田支庁には、所長の尾崎判事以下、判事補に渡辺永頼、宮川達夫、志村定、諸限通昌、加藤勝時、広島慎徳、木本教三、また、検事に足立隆則、検事補に堀小太郎、小川信行が在職している(一八七枚表)。これら判事、判事補の内、数名により会議局は構成され、またこれら検事、検事補の内的一名が担当検察官であつたと思われる。

(40) 会議局判決に対する上告については、本稿・門田平三事件の註53・本誌第四四卷一〇号七七頁参照。

(41) 明治十六年四月五日・新潟新聞、同月十一日・東海新聞は、判決書に掲載して、その結果を報じている。

(42) 本稿・門田平三事件の註44・本誌第四四卷一〇号七七頁参照。

(43) 本稿・門田平三事件の註65・本誌第四四卷一〇号七八頁参照。

(44) 註29・30・参照。

(45) 本稿・下山田正道事件の註13・本誌第四四卷八号・七七頁参照。

(46) 明治十七年四月八日・新潟新聞。

(47) 明治十七年四月九日・新潟新聞、同月十四日・時事新報。

(48) 明治十七年四月二十九日・新潟新聞。前掲新潟百年史は「八木原は公判に廻され……不敬罪に問われ、重禁獄二年の判決を受けた」そして「大審院に上告したが棄却された(三六三頁——三六五頁)」と述べている。しかし、大審院の棄却は、本文で述べたごとく、予審決定に対する上告に関するものであつて、第一審判決に対する上告は取り下げられたから、棄却判決はありえない。また「重禁獄」は重禁錮の誤りである。因みに重禁獄の刑期は「九年以上十一年」であつて(明治十五年刑法第一三三條)、「二年」の刑期はない。

(49) 赤木は、高田事件予審終結直後の八月二十九日、高田署長を退き(新潟県警察史・昭和三十三年・一一五六頁)、警部現職のまま新潟県

副典獄に転出した(明治十七年月不詳「官員録」・二四四枚裏)。当時、新潟県では典獄は欠員であつたから、彼が行刑の責任者である。

(50) 市島・前掲獄窓旧夢談・獄政論 二〇六頁。

(51) 前掲書・二〇七頁。

(52) 玉水常治「自由か死か——玉水常治自伝——」・昭和十一年・二四八頁以下。

(53) 前掲書・二七三頁。

(54) 前掲書・二四九頁。

(55) 前掲自由党史・下巻・二九五頁。

(56) 前掲書・三二六頁、三二八頁。江村栄一氏と金原左門氏が、覆刻紹介された西瀉為蔵の回顧録「雪月花」によると、八木原は十二月八日、警視庁に拘引され、同月十八日に放免された(西瀉為蔵「雪月花」・法学新報第七三卷二、三合併号・昭和四十一年・九頁、九三頁参照)。

(57) 前掲書・三三三頁。

(58) 前掲新井市史・九二頁。永木千代治「新潟県政党史」・昭和三十七年・一九二頁。

(59) 前掲自由党史・下巻・三五二頁、三五三頁。

(60) 明治二十二年一月十三日・東京日日新聞。

(61) 鈴木・前掲自由民権運動史・一九八頁。

(62) 伊藤痴遊「赤井景韶の破獄」・前掲痴遊全集第十一卷・三四四頁——三四五頁。

(63) 明治二十二年五月十三日・時事新報、同月十九日・土陽新聞。なお、岩田棟義・前掲板垣伯遺難録・八四頁以下参照。

(64) 前掲河野蒼州伝・下巻・一〇七頁以下、鈴木・前掲自由民権運動史・二二七頁以下。

(65) 前掲河野蒼州伝・下巻・二二九頁——二三〇頁。永木・前掲新潟県政党史・二四七頁。

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

(66) 小鍛冶・前掲北越民権史第一〇三回、大正八年七月十四日・新潟毎日新聞。

(67) 永木・前掲新潟県政党史・二四八頁。

(68) 永木・前掲書・二九三頁、三五七頁——三五八頁。

(69) 註1に同じ。

(70) 津田興二「予の在社時代」・明治四十二年六月十三日・新潟新聞一萬号記念号。

前註

(1) 新潟軽罪裁判所会議局判決書は、本文でも述べたごとく不明である。

(2) 大審院判決書は、明治十七年一月三十日・新潟新聞所載のものによる。この判決書は、「大審院刑事判決録 明治十六年十一月」五三三頁以下にも収録されているが、判検署名その他若干の省略がある。因みに、最高裁判所には、現在、この判決正本は保管されていない。欠本のためである。

(3) 新潟軽罪裁判所判決書は、新潟地方検察庁高田支部保管の判決正本による。

宣 告 (この言葉は、手塚が補充した)

新潟県越後國中頸城郡高田裏川原町

土族 無職業

八木原 繁祉

明治十六年九月

三十五年六月

七五

(二二六九)

不敬被告事件ニ付明治十六年九月六日新潟縣裁判所高田支庁會議局ニ於テ被告カ予審終結ノ故障ニ對シ判決シタル言渡ニ服セス上告ノ要領ハ被告ニ對シ新潟縣裁判所高田支庁予審判事尾崎房豊カ言渡シテ為シタル予審終結内第三条即チ不敬事件ハ越權ノ処分ナリト思料セシニヨリ故障ヲ為シタル処同會議局ニ於テ該言渡ヲ認可スト判決ヲ為シタリ其判文中新法實施以前ニ在テハ不敬ノ罪ハ國事犯トシ懲役十年ニ処スル慣例ナルヲ以テト云ヒ毫モ其理由ヲ附セス抑モ上告人ノ所為タル愛國ノ衷情ヨリ世態ヲ空想スルノ状ヲ私通ノ書簡ニ移シタルニ止リ新法實施以前ニ在テモ決して罪トナラサル者ナリ姑ク新法ニ於テハ之ヲ罰スヘキ条アリトセンカ新法實施以前ニ係ル所為ヲ罰スヘカラサルハ明ナリ然ルニ會議局ハ上告人ノ所為ヲ以テ新法實施以前ニ在テハ不敬ノ罪トシ不敬ノ罪ハ國事犯トシ懲役十年ニ処スル慣例ナリト云ヘリ何ソ徒言ノ甚シキヤ仮ニ上告人ハ國事犯トナサンカ其刑期懲役十年ニ処スル慣例ハ何クニ在ルヤ上告人ハ決シテ此等ノ慣例ナキヲ確信スルナリ加之予審終結ノ言渡シニ大詔ニ侮辱ヲ加ヘタル云々トシ未曾テアラサル罪名刑期ヲ横ニ自造シ以テ新法ヲ比照シタルハ全ク立法權ヲ侵犯シタル越權ノ処分ニシテ不当ノ甚シキモノナリト信スルヲ以テ該判文ヲ破毀アラシコトヲ請求スト云フニ在リ

對手人檢事足立隆則ハ該上告ニ對シ逐一其不理ナルヲ弁駁シ會議局ノ判決ハ最モ至當ナリト答弁セリ

大審院ニ於テ專任判事ノ報告ニ依リ立會檢事ノ意見ヲ聽キ判決スル左ノ如シ

按スルニ上告ノ理由トスル処被告ノ所為タル愛國ノ衷情ヨリ世態ヲ空想スルノ状ヲ私通ノ書簡ニ移シタルニ止マルヲ以テ皇室ニ對シ毫モ不敬ノ所為アルニアラサレハ決シテ文レヲ罪トナシ罰スヘキモノニアラス然ルニ原裁判所予審終結言渡ノ内第三条ニ不敬事件云々トアルハ越權ノ処分ナリト思料セシニヨリ故障ヲナシタルニ會議局ニ於テ該言渡ヲ認可シタルハ不当ノ判決ナリト云フト雖モ今訴訟書類ヲ審査スルニ被告カ明治十四年十月十八日小林福宗ニ贈リタル書中ニ明治十四年十月十二日ハ堂々タル我日本帝國亡滅ノ日ナリ他ニアラス勸諭ノ一文ナリトアリテ其言暴漫無忌直ニ大詔ニ對シ明ニ侮辱ヲ加ヘタル者ニシテ即チ其不敬ノ所為タル何ソ多言ヲ要セン仮リニ被告カ主張スル如ク世態ヲ空想スルノ状ヲ通シタル者トスルモソノ所為ノ大詔ニ對シ侮辱ヲ加フル此種ニ至ラハ其意ノ如何ヲ問ハス之ヲ大不敬ト云ハサルヲ得サルナリ況ンヤ其陳弁タル法網ヲ倖脱セント万一ヲ企図スル牽強ノ遁辭タル炯然火ヲ見ルヨリ明ナレハ予審終結言渡ハ其當ヲ得タル者ト云ハサルヲ得ス又上告人ハ仮リニ國事犯罪トナサンカ其刑期懲役十年ニ処スル等ノ慣例決シテ之レナキヲ確信ス云々ト云フト雖モ抑モ不敬ノ罪タル新法實施以前ニ在テハ國事犯トナシ臨時上裁ヲ仰キ処断スヘキ特設ノ制ナレハ之ヲ慣例ト稱スルモ亦何ソ不可ナラン然レトモ其懲役十年ニ処スルヲ以テ慣例ト為スト云フニ至テハ或ハ妥當ヲ欠ク者ノ如シト雖モ其判決ニ於テハ毫モ瑕瑾ノ点ナキヲ以テ斯ノ如キ瑣々タル語病ヲ拳ケテ以テ上告ノ理由ト為スヲ得ス又予審終結言渡ニ未嘗テアラサル罪名刑期ヲ横ニ自造シ以テ新法

ニ比照シタルハ越權ノ処分ナリト云フト雖モ予審ニ於テ新法実施

八木原 繁社

以前特設ノ制ヲ援キ新旧比照例ニ依リ認定シタル者ナレハ是亦不法ノ嫌ナキヲ以テ之レニ對シテ越權ノ処分ナリト云フヲ得ス此ニ由テ之ヲ觀レハ會議局ニ於テ該言渡ヲ認可シタルハ固ヨリ允當ノ判決ナレハ之レヲ指シテ不當ノ甚シキモノナリト云フヲ得ヘケンヤ要スルニ本案上告ノ趣旨タル自家一己ノ臆見ヲ以テ承審官カ正當ノ法規ヲ踐ミ判定セシ事實ニ對シ其當否如何ヲ非難シテ之カ破毀ヲ求ムルニ過キサレハ治罪法第四百十條ノ項目外ニ涉ルヲ以テ總テ上告ノ理由ナキモノト判定ス  
右ノ理由ナルニ因リ治罪法第二百七條ノ成規ニ遵ヒ上告ヲ棄却スルモノ也

大審院ニ於テ檢事澄川拙三立會宣告ス

裁判長 鳥居 断三

專任 判事 簿井 竜之

明治十六年十二月二十八日

判事 伴 正臣

判事 園田 弘

判事 小村寿太郎

書記 香田 能興

### 裁判言渡

新潟県越後國中頸城郡高田裏川原町

土族 無職業

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

右ニ對シ檢察官ヨリ公訴アリタル不敬及ヒ私ニ軍用銃所有事件遂審理処被告於テ 第一 明治十四年十月十八日小林福宗ニ贈リタル書翰ニ我カ大日本帝國亡滅云々ト記載シタルハ愛國ノ衷情ヨリ世態ヲ空想シタルノ言詞ニシテ德義上或ハ不敬トナランモ法律上ノ不敬ニハ非ル旨陳述スルト雖モ右ノ書翰ヲ閱スルニ明治十四年十月十二日ハ堂々タル我カ大日本帝國亡滅ノ日ナリ他ニアラス勅諭ノ一文ナリト記シタルハ正サニ被告カ大詔ニ對シ不敬ヲ加ヘタルモノニシテ天皇ニ對スル不敬ノ犯罪タル証憑顯著ナリトス

第二 私ニ「ピストル」銃三挺及ヒ其玉薬ヲ所有シ居タル事實ハ被告ノ白狀参考人今村致和笠松立太証人横山環ノ陳述及ヒ現在スル「ピストル」銃等ニ依リ明白ナリ

右第一ノ所為ハ刑法實施前ニ係ルヲ以テ同法第三條第三項ニ依リ新旧ノ法ヲ比照シ輕ニ從ヒ処断ス可ク而シテ旧法ニ於テハ國事犯ト認ムルヲ以テ懲役三年ニ相当スルモノトス新法ニ於テハ刑法第百七十七條ニ依リ重禁錮三月以上五年以下附加罰金二十円以上二百円以下猶第百二十條ニ依リ六月以上二年以下ノ監視ニ該ルヲ以テ明治十四年第八十一號布告第二條第六條及ヒ第十條ニ照ス可キモノトス第二ノ所為ハ刑法第百六十條及ヒ第百五十七條ニ依リ二円以上二十円以下ノ罰金ニ処ス可キモノトス右ニ罪俱発セシニ依リ同法第百條第三項ニ照シ所犯情狀最重キ第一ノ所為ヲ以テ重禁錮二年ニ処ス

尚ホ犯罪ノ用ニ供シタル書翰及ヒ法律ニ於テ禁制シタル「ピス

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

トル」銃三挺及ヒ其玉薬ハ刑法第四十三条ニ依リ没収ス

明治十七年四月一日新潟縣罪裁判所高田支庁ニ於テ検事補小

川信行立会ノ上言渡

判事補 加藤 勝時

書記 杉村 近知

後記

八木原事件は、明治十四年に発生した出来事で、その第一審判決は十七年四月である。したがつて、正確にいえば、明治十五年刑法施行直後の事件（十五年、十六年）とはいえないが、それに準ずるものとして、ここに掲載した。